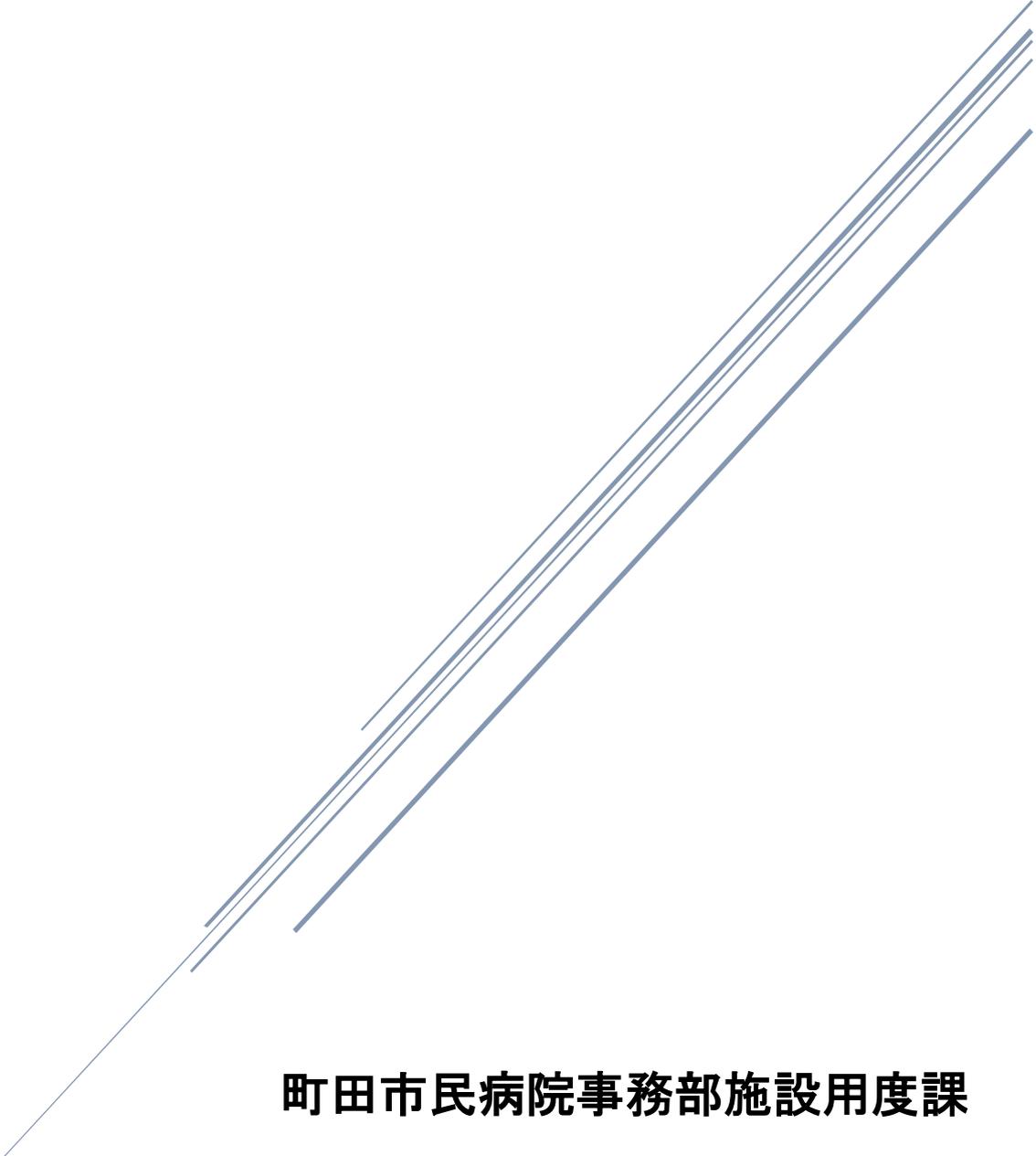


**町田市民病院院内レストラン等
運営候補者選考プロポーザル実施要項**



町田市民病院事務部施設用度課

2016年12月

目 次

I. 募集内容について

1. 趣旨・目的	1
2. 病院概要（2016年12月1日現在）	1
3. 契約に関する条件	1
4. 運営に関する条件	4
5. 運営事業者の責任と義務	7
6. その他	7

II. 応募について

1. 応募資格（基準日2016年12月1日）	9
2. 運営事業者選定スケジュール	9
3. プロポーザルの手順	10

III. 評価について

1. 基本的な考え方	13
2. 評価主体	13
3. 応募事業者への通知	13
4. プレゼンテーション・ヒアリング	13
5. 結果通知	13
6. 採点基準項目および配点	14
7. 留意事項	16
8. 契約の締結	16
9. その他	17
10. 問い合わせ先	17

<指定様式>

・様式1 プロポーザル応募届	18
・様式2 会社概要書	19
・様式3 質疑書	20
・様式4 企画提案書	21

I. 募集内容について

1. 趣旨・目的

町田市民病院（以下、「当院」という。）において、当院利用者サービスおよび職員満足度の向上を図ることを目的に、「レストラン・カフェ・売店（コンビニエンスストア指定）」を一括して運営する事業者を募集し、プロポーザル方式により運営候補者を選定します。

2. 病院概要（2016年12月1日現在）

(1) 施設名	町田市民病院
(2) 所在地	東京都町田市旭町二丁目15番41号
(3) 病院規模	一般病床447床 稼働率81%（2016年度上半期実績）
(4) 患者数	1日平均外来患者数 1,242人（2016年度上半期実績）
(5) 院内勤務者数	約1,200人（委託業者含む）
(6) 外来診療日	月曜日から金曜日（国民の祝日、12月29日～1月3日を除く）
(7) 外来受付時間	8時～11時30分
(8) 面会時間	平日：15時～19時 休診日：11時～19時

3. 契約に関する条件

(1) 契約方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付として、契約を締結します。

(2) 貸付エリアおよび面積（別紙1図面参照）

場 所	面 積
9階 現レストラン・カフェ	355.57㎡
9階 厨房	78.07㎡
9階 倉庫（厨房横）	5.59㎡
9階 更衣室	11.02㎡
1階 現第一売店（面積拡張後）	76.90㎡
1階 現第二売店	19.85㎡
1階 正面入口付近	40.51㎡
1階 中央ホール階段横 （カフェ飲食スペース）	29.19㎡
1階 倉庫（現東棟電話コーナー）	4.29㎡
合 計	620.99㎡

(3) 契約（貸付）期間

ア. 契約（貸付）期間は、各店舗開設工事開始日～2022年8月31日とします。なお、この期間には、閉店に伴う原状回復に要する期間を含みます。なお、開設スケジュールの確定後、別途各店舗別に契約日を定めます。

イ. 契約満了の6ヶ月前に、当院と運営事業者と協議をおこない、契約期間を5年間更新することができます。

ウ. 開設準備状況により、プレオープンをする場合があります。

(4) 賃料

ア. 賃料は、レストラン、カフェ、コンビニエンスストア（以下、「コンビニ」という。）の各売上高（税抜）の一部を当院に支払うものとし、当院の請求に基づき毎月指定期日までに支払ってください。

イ. 売上高の一部とは、以下のとおり提案とします。

（ア）レストランとカフェについては、それぞれ売上高にかかる一定の料率をパーセント（整数値）で提案してください。

（イ）コンビニについては、売上高の7%以上の料率をパーセント（整数値）で提案してください。

ウ. 賃料（売上手数料）は、各店舗正式オープンの日から加算し、プレオープン期間は徴収しません。

エ. 当院が設置したレストランで使用する厨房機器の使用料として、月額50,000円（税抜）を当院に支払うものとし、当院の請求に基づき毎月指定期日までに支払ってください。

(5) 営業開始日（プレオープン日を含む）

開設工事開始可能日等は、以下のとおり予定をしています。なお、営業開始日は、開設工事期間を考慮し、当院と協議の上定めた日とします。

運營業務	開設工事開始可能日	営業開始予定日
レストラン	2017年4月上旬以降	2017年6月上旬
カフェ	2017年3月中旬以降	2017年4月上旬
コンビニ	2017年8月上旬以降	2017年8月下旬 ※2017年4月1日から1階コンビニ開店まで、当院9階で臨時のコンビニを開店してください。 (詳細は、6ページ記載)

※提案内容により、工事期間および営業開始予定日が前後する場合があります。

(6) 経費の負担

ア. レストラン等の設置に要する経費（ただし、床、壁、天井、照明設備や空調設備等、当院が定める標準的な設置工事費は除くものとし、）のほか、使用した光熱水費、通信費、衛生管理費、修繕費、廃棄物処理費およびその他レストラン等の運営にかかる一切の経費（以下「光熱水費等」という。）は、運営事業者の負担とします。

イ. 当院と運営事業者間における経費負担区分は以下のとおりとし、記載以外のは当院と運営事業者間で別途協議のうえ決定するものとし、

項 目	当 院	運 営 事 業 者
レストラン厨房等備品費（詳細は、別紙2のとおり）	○	—
レストラン厨房備品修繕費（運営事業者持ち込み以外のもの）	○	—
レストラン用備品費（職員専用エリアテーブル、チェア等）	○	—
レストラン用備品費（テーブル、チェア等）	—	○
設備・機器維持費（空調、上下水道設備等） ※上下水道設備は、貸付場所までとする。	○	—
内装費、リニューアル費、貸付物件内給排水設備費、修繕費	—	○
光熱水費、通信費（電話料、回線使用料）、廃棄物処理費	—	○
看板等の作成・設置費	—	○
院内備品・使用機材等を破損させたときの費用弁済	—	○
衛生管理（清掃等）	—	○
清掃（ウに記載したとおり）	○	—
9階従業員の更衣ロッカー	○	—

ウ. 貸付エリア内の清掃については、9階のみ（厨房と更衣室を除く）当院委託業者が以下の清掃をおこないます。清掃料として、月額40,000円（税抜）を当院に支払うものとし、当院の請求に基づき毎月指定期日までに支払ってください。その他については、常に衛生面に配慮し清潔を保ってください。

場所	床清掃	什器	水回り	ワックス掛	高所
東棟9階	週5回	週5回	週5回	年2回	週1回

エ. 運営事業者は、光熱水費および通信費を、当院の請求に基づき毎月指定期日までに支払うものとし、

(7) 遅延損害金

運営事業者が賃料や光熱水費等をその支払期限までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、当該金額につき年14.6%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を支払わなければならないものとし、この場合において、年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。

(8) 使用上の制限

運営事業者は、貸付物件を指定された用途、もしくは目的以外に使用することは禁止します。運営事業者は、フランチャイズ契約等に基づくフランチャイズ加盟者等を除き、借主の権利の全部または一部を第三者に譲渡・転貸し、質入れもしくは担保に供し、あるいは名義貸し等を行うことはできません。

(9) 契約の解除

当院は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができます。この場合におい

て、運営事業者に損害または損失が生じて、当院はその賠償または補償の責めを負いません。

ア. 運営事業者が、契約条項に違反したとき

イ. 運営事業者が、応募資格の詐称その他不正な手段により契約を締結したとき

ウ. 賃貸借料の支払いの有無にかかわらず、休業状態が1ヶ月間継続しているとき

エ. 当院が、運営事業者の営業が不可能と判断したとき

(10) 原状回復

ア. 契約が解除されたときまたは契約期間が満了したときは、運営事業者は自己の費用で貸付物件を原状に回復し、当院が指定する期日までに返還しなければならないものとします。ただし、当院が特に承認したときは、この限りではありません。

イ. 運営事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、当院が原状回復のための処置をおこない、その費用の支払いを運営事業者に請求することができます。この場合において、運営事業者は、何ら異議を申し立てることができません。

(11) 損害賠償

運営事業者は、貸付物件の使用にあたり当院または第三者に損害を与えたときは、すべて運営事業者の責任でその損害を賠償しなければならないものとします。また、運営事業者がその責めに帰する理由により、貸付物件の全部または一部を滅失または損傷したときは、当該滅失または損傷による損害額を、当院に支払わなければなりません。ただし、運営事業者が自己の費用で貸付物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

(12) 違約金

運営事業者は、契約期間中に次のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれに定める金額を違約金として当院に支払うものとします。なお、違約金は、損害賠償額の予定またはその一部と解釈しないものとします。

ア. 「(7) 使用上の制限」に定める義務に違反したときは、賃料(売上手数料年額相当額の3倍の金額)

イ. 「(8) 契約の解除」により契約を解除されたとき、あるいは「(11) 報告事項」に定める義務に違反したときは、賃料(売上手数料)年額相当額

(13) その他

その他契約に関する諸条件については、関係法令、都条例および町田市条例等に定めるもののほか、後日、当院と運営事業者との間で取り交わす契約書において定めることとします。

4. 運営に関する条件

(1) 共通事項

ア. 外来受診日は、必ず営業してください。

イ. 車椅子利用者や、点滴中の患者等の利用に配慮したレイアウトにしてください。

ウ. 職員福利厚生機能を盛り込んだ提案をしてください。

エ. 電子マネー(s u i c aおよびp a s m oは必須)での支払いを可能としてください。

オ. 看板等は、運営事業者の負担とします。なお、当院備品の電飾看板を2台使用できますが、広告部分は運営事業者の負担となります。

カ. 看板等の設置は、当院が許可した場所となります。

- キ. 廃棄物の処理費用は、運営事業者の負担とします。
- ク. 毎年度、当院に「年間収支状況報告書」を提出してください。
- ケ. その他、当院が特別に許可した場合は、例外を認めます。

(2) レストラン運営

ア. 営業

- (ア) 営業時間は、平日 7:45～19:30 を最低水準とし、その他は提案とします。
- (イ) 11時～14時の時間帯は、職員専用の飲食エリアを設けてください。職員専用エリアには、テーブルとチェアを無償で貸し付けます。

イ. 営業品目 (メニュー)

- (ア) アレルギー対応食を提供してください。
- (イ) メニューには、カロリー・脂質・塩分等に関する表示をしてください。
- (ウ) アルコール類の取り扱いは、原則禁止します。
- (エ) 日替わり定食を、500円程度で提供してください。
- (オ) 麺類・丼物等に、ミニサイズ (半盛等) を提供してください。

ウ. 厨房

- (ア) 厨房調理機器等は、当院設置のもの (別紙2のとおり) を使用するものとします。不足するものについては、運営事業者が用意するものとし、その修理費は運営事業者の負担となります。
- (イ) 衛生状態を保ってください。

エ. その他

- (ア) 食器類等営業に必要な備品類については、運営事業者が用意するものとします。ただし、現レストランで使用中のテーブルとチェアについて、使用できるものとします。(台数等については、別紙3のとおり)
- (イ) 患者を含め身体の不自由な方や高齢者等には、スタッフによる配膳方式をおこなってください。
- (ウ) 当院栄養科が祝膳を提供する日時に、当院が指定するレストラン客席エリアのテーブルとチェアを無償で使用できるものとします (月・水・金・土 17:30～19:00 各日10席程度)。詳細については、後日協議となります。

(3) カフェ運営

ア. 営業

- (ア) 営業時間は、平日 8:00～17:00 を最低水準とし、その他は提案とします。
- (イ) 1階正面入口付近指定場所では、必ず営業をおこなってください。
- (ウ) 1階中央ホール階段横を、カフェ専用飲食スペースとして使用できます。
- (エ) 軽食も含め、テイクアウトも可能とってください。
- (オ) 飲食スペースとして、2階ラウンジを共用スペースとして使用できます。ただし、トレー等回収棚を設置し衛生状態を保ってください。

イ. その他

- (ア) 排水設備に、グリーストラップを設置してください。

(イ) 販売した商品から発生する廃棄物について、その回収に必要な容量のゴミ箱を設置してください。

(ウ) 当院2階ラウンジおよび4階（医局近辺）にもゴミ箱を設置し、廃棄物回収をおこなってください。

(エ) 1階カフェ設置工事は、当院中央監視室職員と協議をしてから開始してください。

(4) コンビニ運営

ア. 営業

(ア) 営業時間は、平日7:00～21:00を最低水準とし、その他は提案とします。

(イ) 24時間営業でない場合、衛生用品等の自動販売機（現在23品目対応の自動販売機を使用）を設置してください。なお、設置は、2017年10月1日からとなります。設置場所については、当院の指示に従ってください。

(ウ) 2017年4月1日から1階コンビニ開店の日まで、当院9階患者ラウンジエリア（喫茶エリアを除く）にて、臨時のコンビニを開店してください。また、そのレイアウトを提示してください。なお、取扱品目については、当院との協議により決定するものとします。

イ. 取扱品目

(ア) コンビニ取扱商品。ただし、以下を除きます。

a. アルコール類

b. たばこ

c. 東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年東京都条例第181号）第3章の規程に抵触する図書

d. フライヤーを使用して調理するもの

(イ) 衛生用品、医療用品（別紙4のとおり、なお、契約期間中に品目等の増減が発生します。）

(ウ) 切手、収入印紙

(エ) ATM（現金自動預け払い機）の設置

(オ) ファクシミリの設置

(カ) 病棟への新聞のデリバリーサービス

ウ. その他

(ア) 販売した商品から発生する廃棄物について、その回収に必要な容量のゴミ箱を設置してください。

(イ) 当院2階ラウンジおよび4階（医局近辺）にもゴミ箱を設置し、廃棄物の回収をおこなってください。

(ウ) 通常清掃のほか、年に1回は床にワックスをかけてください。

(5) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴い、関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて運営事業者の責任において遅滞なくおこなってください。

(6) 衛生管理

貸付物件および設置機器等は、清潔にしてください。店舗内や厨房等の衛生管理、清掃および害虫駆除等をおこない、衛生管理と感染予防に努めてください。

(7) 商品等の搬入・搬出

- ア. 商品等の搬入・搬出時間、経路、荷卸場所等については、当院の指示に従ってください。
- イ. 9階へは、業務用のエレベーターを使用できます。

(8) サービス向上策

運営事業者は、常にサービスの向上に努めてください。また、苦情等には責任を持って適切に対応し、その内容および対応状況を遅滞なく当院に報告してください。

5. 運営事業者の責任と義務

(1) 次の点を遵守し、適切に運営してください。

- ア. 業務を運営するにあたり、業務従事者一人ひとりが当院の一員であることの認識を持って接遇をおこない、院内サービスの向上に努めること
- イ. 当院の設備・備品について、業務遂行にあたり適切に使用すること
- ウ. 運営事業者は、常に火気・保安・食品衛生管理に十分留意すること
- エ. 業務従事者は、制服と社名入りネームプレートを着用すること
- オ. 運営事業者は、円滑に運営するため、当院での運営に関し管理者を指名し、各業務従事者のうちから責任を有する者を選任のうえ現場に配置し、当院に届け出ること
- カ. 責任者が不在の場合に備え、その職務を代理する者を選任し、当院に届け出ること

(2) 運営事業者は、次の事案が発生した場合、直ちに当院へ通報するとともに、遅滞なく当院に事故報告書を提出してください。

- ア. 食中毒が発生したとき
- イ. 院内備品、使用器材等を破損させたとき
- ウ. 業務中に事故が発生したとき

(3) 病院事業への参加

運営事業者は、当院が実施する防災訓練およびその他病院管理運営上必要な事業に参加・協力してください。

(4) 危機管理

運営事業者は危機管理計画を立案し、災害発生時、事故発生時または事故に準ずる事に適切に対応してください。

6. その他

以下の点を遵守してください。

- (1) 災害時物資供給協定を締結すること
- (2) 運営事業者は、業務従事者の衛生・風紀・規律の維持に関し、一切の責任を負うこと
- (3) 運営事業者は、盗難・火災等の発生に注意し、業務終了時には施錠などの確認を十分におこなうこと
- (4) 運営事業者は、運営にあたり、当院が不適當であると判断した事項については、直ちに改

善の措置を講じること

- (5) 業務従事者が通勤に車両を使用する場合は、病院敷地外に確保すること
- (6) 契約終了に伴う原状回復については、当院担当職員の指定した期間においておこなうものとし、相互の責任者が責任を持って、必要な事項について書面等で十分な引き継ぎをおこなうこと

Ⅱ. 応募について

1. 応募資格（基準日2016年12月1日）

参加を希望する運営事業者は、応募時点から契約締結時点までの間において、以下の条件を満たしていることが必要です。

(1) 応募者に関する構成等については、次のとおりとします。

レストラン等を一括して運営できる法人での応募、または複数の事業者で構成される事業者連合体のいずれかの形態とします。ただし、事業者連合体で応募する場合、代表事業者を定めてください。

また、事業者連合体の代表事業者および構成事業者は、本件企業提案において他の事業者連合体の代表事業者および構成事業者として応募することはできません。

(2) 参加者は、契約期間において確実に事業を遂行する能力を有し、かつ次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとします。

ア. 過去3年間に於いて、営業停止およびその他の行政処分を受けていないこと

イ. 現在の営業を、3年以上継続していること

ウ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをした又はされた者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをした又はされた者、手形又は小切手が不渡りになった者等（ただし、町田市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）経営状態が著しく不健全な者でないこと

エ. 本件公告の日から過去3年間に、200床以上の医療機関において、院内レストランおよびコンビニ運営の実績を有しているか、現在構築中であること

オ. 営業に関し、法律上必要とされる資格・免許を有する者を従事させることができること。

カ. 食中毒等事故の場合、運営事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償ができること

キ. 法人およびその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力、または暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと

ク. 公共の安全と福祉を脅かすおそれのある団体、または公共の安全と福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと

ケ. 国税および地方税を完納している者であること

(3) コンビニについては、一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会の正会員であるチェーン本部、またはフランチャイズ契約等に基づいたフランチャイズ加盟者等として運営できる事業者とします。

2. 運営事業者選定スケジュール

(1) 公募開始（公表）	2016年12月 1日（木）
(2) 応募申込期限	2016年12月19日（月）
(3) 応募事業者への通知	2016年12月26日（月）
(4) 見学会	2017年 1月14日（土）
(5) 質疑書の提出期限	2017年 1月18日（水）

- (6) 質疑に対する回答 2017年 1月27日 (金)
 (7) 企画提案書の提出期限 2017年 2月 6日 (月)
 (8) プレゼンテーション・ヒアリング 2017年 2月16日 (木)
 (9) 結果通知 2017年 2月22日 (水) 頃

3. プロポーザルの手順

(1) 公募開始 (実施要項等の配布)

配布期間	2016年12月1日 (木) ~ 2016年12月19日 (月)
実施要項等の配布	町田市民病院ホームページ内「契約情報」で公表します。 町田市民病院ホームページからダウンロードしてください。 http://www.machida-city-hospital-tokyo.jp/agreement/ ※町田市民病院では、配布しません。

(2) 応募申し込み

提出期限	2016年12月19日 (月) 17時
提出先	〒194-0023 東京都町田市旭町二丁目15番41号 町田市民病院 施設用度課
提出方法	持参のほか、郵便 (書留郵便) または宅配便 ※必着
提出書類	以下の書類を、各1部ずつ提出してください。 1. プロポーザル応募届 (様式1) 2. 会社概要書 (様式2) 3. 登記簿謄本 (提出日前3ヶ月以内に発行されたもの) 4. 印鑑登録証明書 (提出日前3ヶ月以内に発行されたもの) 5. 決算書 (直近2ヶ年分の貸借対照表、損益計算書等) 6. 納税証明書 (本社所在地における直近1年度分) ①法人市民税 ②法人都 (県) 民税 ③法人事業税 ④法人税及び消費税・地方消費税 (その1) 7. 営業許可書等の写し (運営に必要な資格・許可等の写し)
備考	1. 提出期限後の提出書類の変更・差替え等は、受け付けません。 2. 必要に応じて、別の書類の提出を求めることがあります。

(3) 見学会 (参加申込者のみ)

見学会	2017年1月14日 (土) ※時間については、別途通知します。
見学場所	参加事業者は、当院9階にあるレストランの厨房および専用更衣室等、関係者以外立ち入り禁止エリアを見学できます。 後日通知した時間に、9階レストランサンプルケース前に集合してください。
持ち物	厨房内は土足禁止ですので、清潔な上履きをご持参ください。上履きがない場合、厨房内へは入れませんのでご注意ください。

そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 見学会の参加者は、各者3名までとします。 2. 厨房内見学時は、衛生上、当院で準備した袖付エプロン、ヘアークャップおよびマスクを着用していただきます。 3. 厨房内の見学は1者10分、更衣室見学は1者5分とします。 4. 見学時に、会社名を特定できるものは着用しないでください。また、他事業者との名刺交換等もおこなわないでください。
-------	--

(4) 質疑書の提出

本案件に関する質疑は、すべて質疑書（様式3）により受け付けます。

提出期限	2017年1月18日（水） 17時
提出方法	電子メールによる byoin_soumu020_01@city.machida.tokyo.jp へ送付してください。
提出様式	<ol style="list-style-type: none"> 1. 件名：「院内レストラン等プロポ質疑+事業者名+送信年月日」 2. 電子メールに、ファイルを添付してください。（ファイルは、ワードまたはエクセルでお願いいたします。）

(5) 質疑に対する回答

回答日	2017年1月27日（金）中に回答
回答方法	すべての質疑と回答を取りまとめて、応募者全員に「質疑回答書」を電子メールに添付して送付します。

(6) 企画提案書の提出

提出期限	2017年2月6日（月） 17時
提出先	〒194-0023 東京都町田市旭町二丁目15番41号 町田市民病院 施設用度課
提出方法	持参のほか、郵便（書留郵便）または宅配便 ※必着
記載内容	企画提案書（様式4） レストラン、カフェ、コンビニ 各11部 <内容> <ol style="list-style-type: none"> 1. 運営方法、コンセプト 2. 営業日、営業時間、オープンまでのスケジュール 3. レイアウト（コンビニは、仮店舗分を含む） 4. 安全・衛生・品質管理 5. 従業員の配置・教育 6. クレーム・要望等への対応 7. 収支計画（5ヶ年分） 8. 商品・サービスの構成（当院職員の福利厚生含む） 9. 環境への配慮、廃棄物の回収・処理方法 10. 賃料（売上手数料率） 11. 災害時対応、地域・当院への貢献 12. アピールポイント、その他提案

備 考	<ol style="list-style-type: none">1. 会社名、ロゴマーク等事業者名がわかる表示は、一切しないでください。2. 整理番号は、後日通知します。3. 必要に応じて、追加で資料の提出を求めることがあります。
-----	---

Ⅲ. 評価について

1. 基本的な考え方

町田市民病院院内レストラン等運営候補者の選考にあたっては、提出された企画提案書等およびプレゼンテーション・ヒアリング（以下「プレゼン等」といいます。）の内容について評価し、最も高い評価を得た参加者を運営候補者として決定します。

2. 評価主体

「町田市民病院院内レストラン等運営候補者選考プロポーザル評価委員会」が意見交換をおこない、町田市民病院院内レストラン等運営候補者選考プロポーザル評価委員会委員（以下「選考委員」といいます。）が採点します。委員が採点した合計点により、運営候補者を決定します。

3. 応募事業者への通知

通知日	2016年12月26日（月）
通知方法	応募事業者に、本案件のプロポーザルへの参加を認めるか否かを記載した「プロポーザル参加資格確認結果通知書」をファクシミリで送付します。 参加を認めた事業者には、本年10月におこなった「院内レストラン等に関するアンケート結果」をメールで送付します。

4. プレゼンテーション・ヒアリング

日時	2017年2月16日（木） ※時間については、別途通知します。
場所	町田市民病院 南棟3階会議室1 ※指定した時間までに、控室で待機してください。
内容	プレゼンテーション30分、ヒアリング20分 1. 提出した企画提案書の内容を。持ち時間の範囲内で説明してください。 2. パソコン等の機材を使用する場合は、各社が準備してください。（プロジェクターは、会議室に設置してあるものを使用できます。） 3. プレゼンテーション終了後、内容に関する質問をおこないますので、的確に答えてください。
備考	1. 出席者は、4名以内とします。 2. 出席者は、事業者名を表示した衣類やバッジ等、事業者名を特定できるようなものを身に付けないでください。

5. 結果通知

通知日	2017年2月22日（水） 予定
評価方法	「町田市民病院院内レストラン等運営候補者選考プロポーザル評価委員会」の各委員がプレゼン等の内容について採点し、最高点を取得した者を運営候補者として選考します。なお、最高点を取得した者が2者以上ある場合は、コンビニの賃料（売上手数料）の提示率が高い者を運営候補者とします。提示率が同率の場合は、くじ引きとします。また、最高得点を得たものが辞退を申し出た場合等は、次点の者を契約候補者とします。

結果通知	応募事業者に、「プロポーザル採点結果通知書」をファクシミリで送付します。 また、町田市民病院ホームページで結果を公表します。 なお、評価結果に対する一切の異議申し立ては受け付けません。
------	--

6. 採点基準項目および配点

レストラン、カフェ、コンビニそれぞれについて、以下の項目を採点します。（合計で、320点満点となります。）

(1) レストラン

採点基準項目		配点
1. 事業計画、運営体制		45点
1.1 運営方法、コンセプト	運営方針、物流・管理体制、コンセプト 精算の仕組みなど	
1.2 営業日時、スケジュール	営業日、営業時間 正式オープンまでのスケジュール	
1.3 レイアウト	客席レイアウト テーブル、チェア等の備品数量・品質	
1.4 安全・衛生・品質管理	食品衛生・品質管理の仕組み 防犯・防災対策	
1.5 従業員の配置・教育	配置体制・計画 教育・訓練方針	
1.6 クレーム対応	クレーム・要望等への対応	
1.7 収支計画	5ヶ年の収支計画（設備投資含む）	
2. サービス内容、環境への配慮		25点
2.1 サービス・福利厚生	メニューの種類・価格構成 サービスの内容、サービス向上策 病院職員への福利厚生	
2.2 環境配慮、廃棄物	企業としての省エネ・リサイクル等の活動実績 レストランで発生する廃棄物の回収・処理方法 廃棄物の減量化対策	
3. 賃料		15点
3.1 売上手数料	提案率に対する評価（整数値）	
4. その他		15点
4.1 災害時対応 地域・当院への貢献	大規模災害時の対応 地産地消、従業員の地元雇用等、地域への貢献度 当院への貢献度	
4.2 PR、その他の提案	本業務における他社にない強み 本業務獲得に対する意欲	
合 計		100点

(2)カフェ

採点基準項目		配点
1. 事業計画、運営体制		50点
1.1 運営方法、コンセプト	運営方針、物流・管理体制、コンセプト ※日本フランチャイズチェーン協会正会員チェーン本部またはフランチャイズ加盟者等場合、その旨を必ず記載	
1.2 営業日時、スケジュール	営業日、営業時間 正式オープンまでのスケジュール	
1.3 レイアウト	カフェレイアウト テーブル、チェア等の備品数量・品質	
1.4 安全・衛生・品質管理	食品衛生・品質管理の仕組み 防犯・防災対策	
1.5 従業員の配置・教育	配置体制・計画 教育・訓練方針	
1.6 クレーム対応	クレーム・要望等への対応	
1.7 収支計画	5ヶ年の収支計画（設備投資含む）	
2. サービス内容、環境への配慮		20点
2.1 サービス、福利厚生	メニューの種類・価格構成 サービスの内容、サービス向上策 病院職員への福利厚生	
2.2 環境配慮・廃棄物	企業としての省エネ・リサイクル等の活動実績 カフェで発生する廃棄物の回収・処理方法 廃棄物の減量化対策	
3. 賃料		10点
3.1 売上手数料	提案率に対する評価（整数値）	
4. その他		15点
4.1 災害時対応 地域・当院への貢献	大規模災害時の対応 地産地消、従業員の地元雇用等、地域への貢献度 当院への貢献度	
4.2 PR、その他の提案	本業務における他社にない強み 本業務獲得に対する意欲	
合 計		95点

(3)コンビニ

採点基準項目		配点
1. 事業計画、運営体制		50点
1.1 運営方法、コンセプト	運営方針、運営方法（直営・FC等） 物流・管理体制、コンセプト	
1.2 営業日時、スケジュール	営業日、営業時間 正式オープンまでのスケジュール	
1.3 レイアウト	店舗レイアウト（仮店舗分を含む）	

		設備・機器等の詳細	
1.4	安全・衛生・品質管理	商品衛生・品質管理の仕組み 防犯・防災対策	
1.5	従業員の配置・教育	配置体制・計画 教育・訓練方針	
1.6	クレーム対応	クレーム・要望等への対応	
1.7	収支計画	5ヶ年の収支計画（仮店舗・設備投資含む）	
2. サービス内容、環境への配慮			30点
2.1	サービス	主な商品、サービスの種類・構成 （おすすめの商品、サービスなど）	
2.2	環境配慮、廃棄物	企業としての省エネ・リサイクル等の活動実績 コンビニで発生する廃棄物の回収・処理方法 廃棄物の減量化対策	
3. 賃料			30点
3.1	売上手数料	提案率に対する評価（整数値：7%以上）	
4. その他			15点
4.1	災害時対応 地域・当院への貢献	大規模災害時の対応 地産地消、従業員の地元雇用等、地域への貢献度 当院への貢献度	
4.2	PR、その他の提案	本業務における他社にない強み 本業務獲得に対する意欲	
合 計			125点

7. 留意事項

運営候補者は、当院と施設運営および施設設置に伴う協議をおこないます。協議が整わない場合や、次の場合は、運営候補者としての決定を取り消し、次点者を運営候補者として運営協議を行う場合があります。

- ア. 提出書類に、虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- イ. 選考委員またはその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為をおこなったとき。
- ウ. レストラン等運営候補者の決定から賃貸借契約の締結までの間に、レストラン等運営候補者の諸般の事情・変化等により、企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。
- エ. 著しく社会的信用を損なう行為等により、レストラン等運営候補者としてふさわしくないと当院が判断したとき。
- オ. レストラン等運営候補者が、「Ⅱ応募について」の「1. 応募資格」に示す応募者の資格要件に適合しなくなったとき。

8. 契約の締結

レストラン等運営候補者に選考された者は、市と賃貸借契約を締結するための協議をおこなうことができます。契約の締結時期は、2017年3月以降を予定しています。また、あわせて店舗の設置に向けた工事の協議を開始します。

9. その他

- ア. プロポーザルへの応募経費は、すべて応募者の負担とします。
- イ. 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- ウ. 提出書類は、特に指定がある場合を除きA4判普通紙を使用し、文章は横書きとしてください。文字サイズは、10ポイント以上とします。（図面等は除く。）
- エ. 提出書類の著作権は、応募事業者に帰属します。ただし、当院が本案件のプロポーザルに関する報告・公表のために必要な場合は、応募事業者の承諾を得ず提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本案件にかかる情報公開請求があった場合は、町田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。
- オ. 提出された書類は、一切返却しません。
- カ. 一定の適格性を満たす応募者がいないときには、運営候補者を選定しない場合があります。

10. 問い合わせ先

町田市民病院 施設用度課（担当：黒澤、渋谷）

〒194-0023

町田市旭町二丁目15-41

電話：042-722-2230（内線7422、7424）

FAX：042-720-5680

e-mail：byoin_soumu020_01@city.machida.tokyo.jp